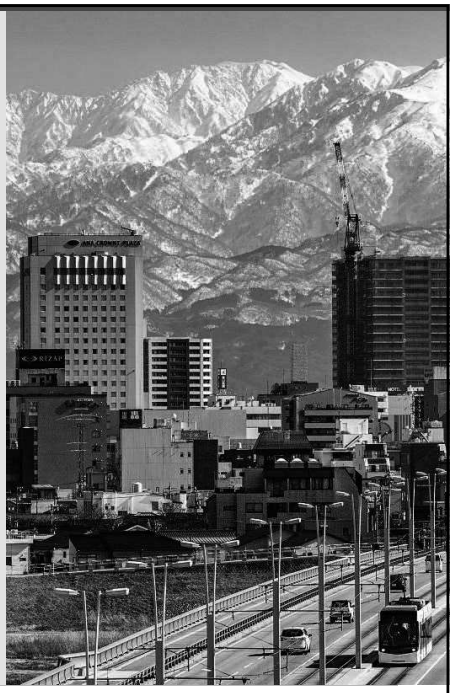
令和８年度会員大会基調報告

一般社団法人日本電設工業協会
経営企画委員会

令和８年度 会員大会基調報告

電気設備工事業における
適正工期確保の課題と実務対応



令和８年１０月１５日（木）　富山国際会議場

東光電気工事株式会社
執行役員企画・管理本部長　黒澤 孝志

01

目次

01 指針改訂の背景

02 適正な工期が確保されない実態と影響

03 適正工期を支える法制度と指針の改訂

04 適正工期確保に向けた具体的な対応

05 適正工期の実現に向けて

02

01

指針改訂の背景

社会・施工環境・制度の変化を踏まえ、
適正工期の考え方を見直す。



03

指針改訂の背景

2009年の初版策定以降、工期設定の前提が変化

社会・労働環境	**働き方改革／担い手不足・高齢化** 2024年4月からの上限規制、技能者の減少・高齢化に対応。 残業や大量増員を前提にせず、限られた人員で安全・品質を確保する。
施工・調達環境	**資材価格高騰・供給不安／短工期要求／大規模化・複雑化** 供給不安・長納期化や、搬入・揚重・他工種との調整が工期に影響。 竣工日が維持される中、前工程の遅れを設備工事だけで吸収しない。
制度・ルール	**建設業法改正／「工期に関する基準」等** 著しく短い工期の禁止、契約前の情報共有、 工期・請負代金変更時の協議ルールが段階的に整備。

契約前の情報共有・変更時の協議を重視
関係者間で条件を共有・整理する必要性が高まる ➡ **指針全体を見直し**

04

電設協会員企業のフォローアップ調査結果

休日確保・時間外労働と、工期のしわ寄せの現状

働き方改革専門委員会「フォローアップ調査」より

新築工事の休日確保

4週8休以上

48%

回答企業の割合

月45時間以上の時間外労働を行う技術者がいる企業

通常期 **59%** ⇨ 繁忙期 **80%**

前工程の遅れによるしわ寄せ

78% の企業が経験

休日確保・時間外労働の抑制が求められる一方、
前工程の遅れなどによる工期のしわ寄せは依然として大きな課題。

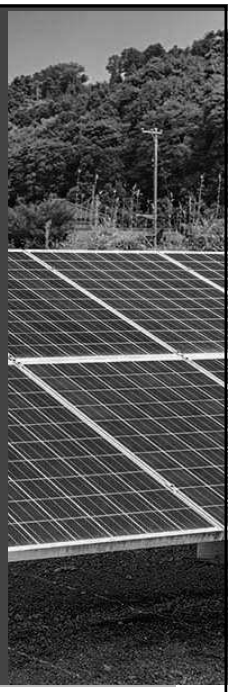
出典：フォローアップ調査 回答集計資料（2026年9月8日集計）

05

02

適正な工期が確保されない実態と影響

複数の要因が重なり、
実際に施工できる期間が圧縮される。



06

電気設備工事に生じる「工期のしわ寄せ」

前工程の遅延や急な工程変更により、
設備工事の施工期間や人員配置にしわ寄せが生じる

複数の原因	設備工事への影響	生じるしわ寄せ
前工程の遅延・急な工程変更 設計・仕様の未確定 設計変更・追加要望 施工条件の制約	着手・進行の遅れ 作業可能期間の減少 ＋ 竣工日は維持	**施工期間の圧縮** 受電・試験・調整に影響 安全・品質リスク
	工程全体が遅れていなくても、設備工事側に負担	
	着手時期・施工順序の変動 前倒し・施工順序変更等	**人員配置・作業計画の見直し・負担**

建築工事の後工程に位置する設備工事は、前工程の遅延だけでなく、
前倒し・施工順序変更等の工程変動や、設計・仕様の決定遅れ・変更の影響を受けやすい。

07

適正工期を阻害する要因①　設計の不備・決定遅れ

設計図書の不整合／設備スペース不足／仕様・要求条件の未確定
図面間の整合、EPS・電気室・天井内の納まり、容量・制御条件を確認

施工図・製作図	発注・製作	再設計・再積算	施工済み部分
作成・承認の遅れ	機器発注の遅れ	既発注品の再手配	手戻りの発生

実際に施工できる期間が圧縮される

08

適正工期を阻害する要因②　工程・施工環境

施工数量だけでは、必要工期は決まらない

作業できる時間の制約

搬入
搬入可能な時間帯・経路が制限される

揚重
設備の能力・利用時間に制約。
他工種との共用にも調整が必要

移動
高層階・広い現場では移動にも時間が必要

作業できる空間の制約

他工種との輻輳
同時作業で場所が競合し、手待ちが生じる

仮置場
置場不足により資材の移動・再配置が増える

作業空間
作業面が限られると、
増員しても効率が上がらない

工程全体が遅れていなくても、前倒し・施工順序の変更等により、
予定していた人員配置や作業計画の見直しが必要となる場合がある。

工程計画では、実際に作業できる「時間」と「空間」を確認する

09

工期のしわ寄せがもたらす影響

短工期／施工期間の圧縮　　**6つの影響**

労務負担
急な人員配置変更、
時間外・休日・夜間作業、
応援増員

工事コスト
割増賃金、応援・宿泊費、
追加仮設費

生産性
作業面不足、輻輳、
搬入・揚重待ち

安全・品質
確認・試験・調整時間の
不足、事故・不具合・
手直しのリスク

人材確保・育成
入職・定着、教育・
技能継承への影響

企業経営
採算悪化、人員配置・
施工体制への影響

工期の問題は、企業経営と業界の持続性にまで波及する

10

03

適正工期を支える
法制度と指針の改訂

法制度の整備状況と、
対応指針の改訂内容を確認する。



11

適正工期を支える制度・ルール

2020年10月施行

建設業法 第19条の5

著しく短い工期の禁止

通常必要な期間に比べ、著しく短い工期の契約を禁止。

2024年4月

労働基準法 第36条

時間外労働の上限規制

建設業にも適用。残業で工期不足を吸収する運用には限界。

2024年12月施行

建設業法 第19条・第20条の2等

契約・通知・協議ルールの強化

変更方法を契約書に明記。契約前に「おそれ情報」を通知し、顕在化時の変更協議につなげる。

2025年12月全面施行

第三次・担い手3法／建設業法 第19条の5第2項

工期ダンピング対策の強化

受注者側にも著しく短い工期による契約を禁止。
工期変更協議の円滑化を強化。

出典：国土交通省「第三次・担い手3法」・建設業法令遵守関係資料

12

2026年3月「適正工期の指針」を全面改訂

実態の把握から、各社・各現場の具体的な行動へ

第1章 **実態を把握する**
前工程・設計・施工環境の課題と、コスト・品質・人材への影響

第2章 **制度を整理する**
建設業法、工期に関する基準、契約前の情報共有と変更協議

第3章 **これまでの取組を整理する**
協会の発信・関係団体との連携・会員への周知と今後の役割

第4章 **改善方向を示す**
工期・契約・費用・設計条件を一体で改善する考え方

第5章 **具体的な行動へ**
見積・契約前から現場終了後まで、5段階のチェックリスト

13

04

適正工期確保に向けた具体的な対応

見積・契約前に条件を確認し、
変更時は影響を整理して協議・記録する。



14

見積・契約前に確認・提示する主な事項

対応指針5-1に沿って、工期設定の前提を共有

☑ **工期設定の前提**	建築工程、設計確定状況、搬入経路・仮設物・電源条件
☑ **設計変更・仕様追加の期限**	受付期限と、期限を超える変更の工期・費用の協議方法
☑ **概成工期・試験調整期間**	受電日・総合試運転調整完了日と、必要な試験・確認期間
☑ **長納期機器の調達条件**	盤類・変圧器・発電機の納期、仕様確定・承認・発注時期
☑ **短工期対応・価格変動**	増員・夜間休日施工の可否と割増費用、契約変更・精算方法
☑ **協議の根拠資料**	標準工程表による所要工期、 追加コスト・工程変更リスク、おそれ情報

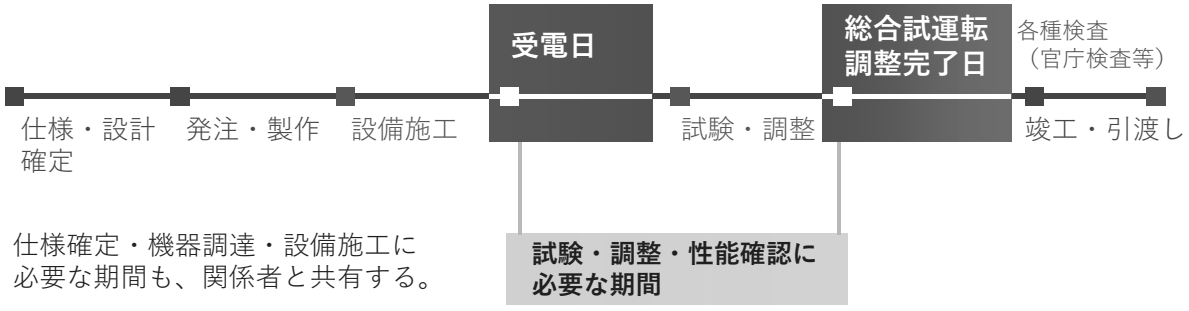
対応指針 第5章5-1「見積・契約前段階での確認事項」

15

「概成工期」を基準に必要な工程を確認

受電・試験・調整に必要な期間を、あらかじめ工程として確保する

竣工日から施工期間を単純に逆算せず、2つの基準日を明確にする



概成工期：受電日および総合試運転調整完了日を基準とする工程

16

対応指針第5章に沿った具体的な行動

1	5-1　見積・契約前 **確認・提示**	必要工期・現場条件・長納期機器・ 変更期限・短工期対応費・おそれ情報を示す
2	5-2　契約書作成 **明文化**	概成工期・協議条項・追加費用・ 責任分担を契約条件にする
3	5-3　施工準備・着手 **再確認**	設計・施工空間・仮設・揚重・ 設備区画の引渡し時期を確認
4	5-4　変更・問題発生 **協議・記録**	工期・人員・費用への影響を整理。 書面で協議し、変更契約へ
5	5-5　現場終了後 **振り返り**	当初工程と実績・協議結果を分析。 次の見積・工程計画へ反映

17

05

適正工期の実現に向けて

業界の共通認識と、各社・各現場の実践を
対応指針でつなぐ。



18

適正工期の実現に向けて

誰が、何をするか

業界として	**適正工期の必要性を、関係者間の共通認識に** 発注者・設計者・元請を含む関係者で必要性を共有する。 前工程の遅延・設計変更を設備工事だけで吸収せず、 工程全体で必要な施工期間を確保する。
各社・現場 として	**必要な工期と根拠を明確にし、変更時は協議・記録** 見積・契約前に施工条件・概成工期・長納期機器等を確認。 工程・設計変更時は、工期・人員・費用への影響を整理し、 関係者と協議して記録する。
対応指針の役割	**協議の共通のよりどころと、実務の確認ツール** 適正工期について関係者と協議する際の共通資料にする。 第5章のチェックリストを、見積・契約前から施工終了後まで 各段階の確認に活用する。 発注者・設計者・元請事業者への理解促進・働きかけにも活用する。

共通認識と実践を重ね、持続可能な施工体制の実現を目指す。

19

まとめ

適正工期の確保は、安全・品質、働き方、担い手確保、持続可能な施工体制を支える共通の課題

01

事前に確認する

見積・契約前から施工条件、
設計の確定状況、概成工期、
調達条件等を確認し、
必要な施工期間を明確にする。

02

変更時には協議する

前工程の遅延・前倒し・
施工順序変更や設計変更を
設備工事だけで吸収せず、
工期・人員・費用への影響を
整理して関係者と協議する。

03

指針を実務に活用する

改訂指針を共通認識づくりの
よりどころとし、
見積・契約・施工の各段階で
実務に活用する。

必要な施工期間を確保し、安全・品質を守り、持続可能な施工体制へ

20

一般社団法人 日本電設工業協会
Japan Electrical Construction Association
東光電気工事

ご清聴
ありがとうございました。

皆さまの適正工期の確保の
一助になれば幸いです。

一般社団法人日本電設工業協会　経営企画委員会・委員
東光電気工事株式会社
執行役員企画・管理本部長　黒澤 孝志